

## 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(第2次)の策定について

### 1 趣旨

現在の「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」の最終年度が令和5年度であることから、社会情勢の変化などを踏まえ改定することとし、障害者による文化芸術活動の一層の推進を図るため、次期計画を策定する。

### 2 計画の位置づけ

- (1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画
- (2) 滋賀県文化振興条例第4条に基づく「滋賀県文化振興基本方針(第3次)」および障害者基本法第11条第2項に基づく「滋賀県障害者プラン2021」を踏まえた個別計画。また、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第21条に基づき必要な施策を講ずるための取組方針。

### 3 経緯

平成30年6月 障害者文化芸術推進法 施行  
令和2年3月 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画 策定

### 4 計画の期間(案)

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)までの5年間  
(参考) 国次期計画：令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)までの5年間

### 5 検討の進め方

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会での検討を軸に、県庁関係部局との連携を図るとともに、市町および文化・福祉団体、県民等との対話を重ねながら検討を進める。

### 6 スケジュール(案)

令和5年3月24日 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会①(現状・課題、現行計画の評価)  
6月 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会②(骨子案)  
7月 常任委員会(骨子案)  
8月 滋賀県文化審議会(骨子案)  
10月 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会③(素案)  
11月 常任委員会(素案)  
県民政策コメントの実施(素案)  
12月 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会④(原案)  
令和6年2月 滋賀県文化審議会(原案)  
3月 常任委員会(原案)  
計画策定・公表